

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0131 第 4 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和5年2月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
<p>オートタキシン ア オートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、化学発光酵素免疫測定法又は酵素法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ（略）</p>	<p>オートタキシン ア オートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ（略）</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）	180点 / 微生物（150点）	「D012」感染症免疫学的検査の「37」に準じる	未実施
	注 釈		
主な測定目的			
皮疹（水疱・膿疱）の内容物又はびらん・潰瘍のぬぐい液中の単純ヘルペスウイルス抗原の検出（単純ヘルペスウイルス感染の診断の補助）			

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	当社における検査実施状況
結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出	963点 / 微生物(150点)	「D023」微生物核酸同定・定量検査の「20」に準じる	未実施
	注 釈		
<p>結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出</p> <p>ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。</p> <p>イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。</p>			
主な測定目的			
喀痰中の結核菌群 rpoB 遺伝子、katG 遺伝子及び inhA 遺伝子中の変異の検出 (リファンピシン耐性結核菌感染又はイソニアジド耐性結核菌感染の診断補助)			